

## 埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を計画している方へ

- 埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を実施する際は、文化財保護法第93条第1項の規定及び、文化財保護法施行令第5条第2項に基づき、町の教育委員会へ届け出る必要があります。
- 下記の書類を必要部数用意し、宮代町郷土資料館まで届け出てください。
- 図面類は、**実際の施工計画**を提出してください。予定図では受け付けられません。
- 受付は随時行っていますが、**事業計画着手の60日前までを目安に**、届け出るようにしてください。

### 【提出書類】

確認	書 類 名	説 明	提出部数
	埋蔵文化財発掘の届出について	届出は事業計画者(施主)名で行ってください (*原本を2部提出。コピー不可。)	2
	案内図(位置図)	届出地の位置がわかる図を添付してください	2
	土地利用計画図	届出地内の土地利用(建物の配置など)が分かる図面を添付してください	2
	平面図	建物の平面図を添付してください	2
	立面図	建物の立面図を添付してください	2
	断面図(矩形図)	建物の基礎構造が分かる図を添付してください	2
	浄化槽の構造図 (設置しない場合は不要)	住宅や施設などで浄化槽を設置する場合は、その構造図を添付してください	2
	地盤改良杭の施工図 (地盤改良を行わない場合は不要)	地盤改良を行う場合は、改良杭の施工図を添付してください	2
	発掘調査(試掘)同意書 及び出土遺物に関する権利放棄書	土地所有者名で提出してください	1

### 【お問合せ】

教育推進課 文化財保護担当(郷土資料館)  
 電話番号:0480-34-8882  
 FAX:0480-32-5601